



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★除染等に関する「日米ワークショップ」結果(環境省より)

除染等に関する日米協力の一環として、日米間における最新の技術や知見の共有を図り、今後の除染等に役立てていくことを目的に、平成25年7月17日～18日に「日米ワークショップ」が開催されました。「環境中のセシウムの挙動」「ステークホルダーコミュニケーション」等のテーマについて、知見の共有や意見交換を行いました。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16954>)

★「全国森林計画(案)」を作成しています(林野庁より)

農林水産省では、平成26年4月1日を始期とする新たな全国森林計画を検討しています。全国森林計画は、全国の森林につき、5年ごとに15年を一期として、伐採、造林、保安施設等の森林の整備および保全に関する具体的事項を定めるものです。広く国民から意見・情報を募集するため、平成25年7月25日～8月23日にパブリックコメントを実施しました。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/130725.html>)

★「第4回省エネ・照明デザインアワード」の公募について(環境省より)

「省エネ・照明デザインアワード」とは、商業施設や店舗等の照明について、施設等の特性に応じ、照明器具の配置や光源の使い方に優れ、省エネと魅力的な空間づくりの両立を実現している施設等を募集し、優秀事例を選定・表彰し、全国に広く紹介するものです。今年の応募期間は10月4日までとなっています。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16946>)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



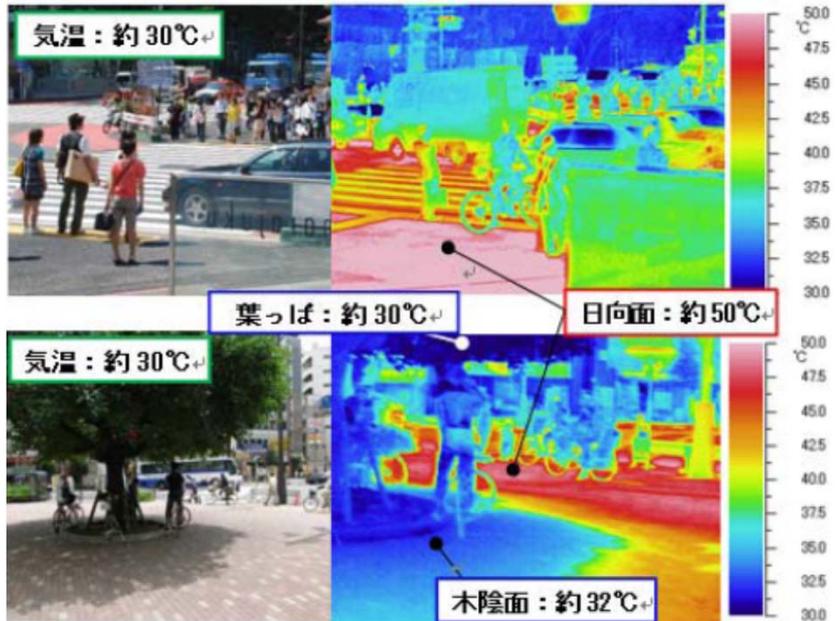
街なかでの暑さ対策

気象庁が7月25日に発表した「3ヶ月予報」によると、9月も残暑が残り、平年と比較して全国的に気温の高い日が多いとのことです。そこで、街なかにおける暑さ対策を紹介します。

暑さは気温だけでは測れません

一般的に、日向では暑く、木陰に入ると涼しく感じると思います。日向と木陰、同じ気温30度のもとに実験した結果でも、やはり木陰で涼しく感じるという結果が出ています。

これは、地面からの放射熱に関係します。日向では、頭上からの日射に加えて、50度近くに高温化した地面からの放射熱を受けるため、より暑く感じます。一方木陰では、地面の温度が気温とほぼ変わらず、涼しく感じるというわけです。



出典：環境省 (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16924>)

気温が高くても、工夫して涼しさを

環境省が発表した資料によると、暑さは、受ける熱の種類や大きさによって、効果的な対策があるようです。

暑熱ストレスを抑制する考え方		工夫の例
受熱量を減らす	日射からの受熱量を減らす	・木陰・日陰を歩く ・日傘をさす ・日射を反射しやすい白っぽい服装にする
	路面や壁面からの受熱量を減らす	・木陰、日陰を歩く
放熱量を増やす	涼風をあてて肌からの放熱量を増やす	・ノーネクタイなどのクールビズスタイルにする
	汗の蒸散を促進する	・水分を補給する ・汗が乾きやすい服装にする
産熱量を減らす		・(日射を遮りつつ)ゆっくり歩く

出典：環境省 (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16924>)

また、「環境省熱中症予防情報 (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)」サイトでは、各地の暑さ指数や熱中症への対処方法に関する知見等の、熱中症関連情報を提供しています。

様々な情報を組み合わせ、残暑を乗り切る工夫をしましょう。



小水力発電が注目されています！

小水力発電とは？

大規模ダム、中規模ダムを利用した大型の水力発電ではなく、一般河川や農業用水、砂防ダム、上下水道等を利用した「小水力発電」が、注目されています。

「小水力発電」について統一された定義はありませんが、一般的には「出力10,000kW～30,000kW以下」を「中小水力発電」と呼んでいます。小水力発電は、ダムのような大規模構造物を必要とせず、構造物を作る場合でも規模が小さくて済むのが特徴です。



(参考)

- ・「新エネ法（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法）」では、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備のことを「小水力発電」と呼びます。
- ・固定価格買取制度では、30,000kW未満が対象となっています。

区分	発電出力(kW)
大水力	100,000以上
中水力	10,000～100,000
小水力	1,000～10,000
ミニ水力	100～1,000
マイクロ水力	100以下

出典：マイクロ水力発電導入ガイドブック
(2003年、新エネルギー・産業技術総合開発機構)

小水力発電のメリット

- 設備利用率が高く、経済的に有利
- 出力変動が少なく、系統の安定や電力品質への悪影響が小さい
- 事前調査や土木工事が比較的簡単

	小水力発電	太陽光発電	風力発電
設備利用率	70%程度	12%程度	20%程度
発電原価	8～25円/kWh	37～46円/kWh (家庭用)	10～14円/kWh (陸域4.5MW以上)
特徴	一般的に、発電量の変動が小さい。	昼間のみ発電。日射量により発電量変動。	風況により発電量変動。

出典：環境省 (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shg/page02.html>)

小水力発電の課題とこれから

小水力発電の設置にあたっては、流れる水を利用するための許可「水利権」が必要であり、手続きが煩雑でした。

しかし、2013年4月に河川法が改正され、小水力発電（出力が最大1,000kW未満のもの）のための水利使用について、国土交通大臣による許可としていたものが、都道府県知事等の許可で足りることになりました。その他にも、申請書や手続きの簡素化・円滑化が進められています。また、開発促進のため、補助対象となる水力発電を設置する事業者に対して、その建設の一部を国が補助する制度もあります。

各省庁で、さまざまな取り組みも行っていますので、ご参照ください。

国土交通省ホームページ「小水力発電と水利使用許可」

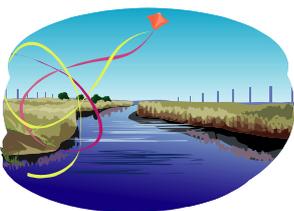
<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>

資源エネルギー庁ホームページ「水力のページ」

<http://www.enecho.meti.go.jp/hydraulic/index.html>

環境省ホームページ「小水力発電情報サイト」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shg/page01.html>



本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに損保ジャパン日本興亜
リスクマネジメントが作成)

小型家電リサイクル法

平成25年4月に、小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行されました。パソコン、携帯電話、ドライヤー、DVDプレーヤー、デジタルカメラ、時計等の小型家電には、鉄、アルミ、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれていますが、これまでは、有効利用されずに埋め立て処分されたり、違法な不用品回収業者を通じて国内外で不正に処分されたりしてきました。

法律施行によって、小型家電は、国の認可を受けた「認定事業者」によって適切に回収・リサイクルされ、再び製品をして還ってくることとなります。回収方法は、市町村ごとに異なります。公共施設やスーパー、家電量販店等に専用ボックスを設置する「ボックス回収」や、粗大ごみや不燃ごみと一緒に自治体が回収する「ピックアップ回収」、「ステーション回収」等がありますので、お住まいの市町村にお尋ねください。

微生物燃料電池

微生物燃料電池（microbial fuel cell, MFC）とは、微生物を利用して有機物（燃料）を電気エネルギーに変換する装置のことをいいます。有機物の溶液（燃料）に、マイナス極とプラス極を浸し、マイナス極では燃料が微生物により酸化分解されて発生する電子を電極で回収します。その電子は外部回路を經由してプラス極に移動し、プラス極での酸化剤（主に酸素）の還元反応により消費されます。マイナス極の化学反応とプラス極の化学反応の電位差に従って電子が流れるので、その際の電位差と電子流量（電流量）の積に相当するエネルギーが外部回路で得られます。微生物燃料電池は、廃棄物バイオマスなどのエネルギー利用を可能にするものとして期待されています。

ベンゾエピン

ベンゾエピン（エンドスルファン）は、畑や果樹園で有機塩素系殺虫剤として使われていた農薬の有効成分のことです。

2011年4月に、ストックホルム条約COP5において、ベンゾエピンを残留性有機汚染物質に指定することが決定されました。また、2012年4月に農薬取締法における販売禁止農薬にも指定されました。さらに、2013年7月、化学物質審査規制法に基づく第1種特定化学物質に指定されました。これにより、製造・輸入は事前許可が必要となり、使用も認められた用途以外は禁止されました。使用製品についても輸入禁止措置が講じられます。

ぶなの森ニュース

2013年9月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：おなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ 購入時手数料

購入価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.575%（税抜1.50%）を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

■ その他の費用・手数料

◆ 監査報酬

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じた額とします。但し、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ その他の費用（組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 等）

運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。